



# 鳥取県公報

令和2年6月16日（火）  
第9209号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（362）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（363）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（364）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（365）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（366・367）（畜産試験場）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第362号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2  
株式会社米子高島屋 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目30
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 米子高島屋  
変更後 J U米子高島屋
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹  
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎  
変更後 株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹  
株式会社米子高島屋 代表取締役 宇田川 正樹
- 4 変更年月日  
令和2年3月1日
- 5 届出年月日  
令和2年5月28日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和2年6月16日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を令和2年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第364号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡伯耆町	平成25年度から平成28年度まで	伯耆町(小野の一部(003))の地籍図及び地籍簿	伯耆町小野の一部	令和2年6月16日
八頭郡八頭町	平成28年度から令和元年度まで	八頭町(落岩の一部(20163132908))の地籍図及び地籍簿	八頭町落岩の一部	〃
〃	〃	八頭町(明辺及び落岩の各一部(20163132909))の地籍図及び地籍簿	八頭町明辺及び落岩の各一部	〃
〃	平成29年度から令和元年度まで	八頭町(上津黒の一部(20173132911、20173132912))の地籍図及び地籍簿	八頭町上津黒の一部	〃
〃	〃	八頭町(船岡殿の一部(20173132921))の地籍図及び地籍簿	八頭町船岡殿の一部	〃
〃	〃	八頭町(日田の一部(20173132930))の地籍図及び地籍簿	八頭町日田の一部	〃
東伯郡三朝町	平成28年度から平成30年度まで	三朝町(大字加谷及び大字木地山の各一部(20163136401、20163136402))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字加谷及び大字木地山の各一部	〃
〃	〃	三朝町(大字西小鹿の一部(20163136403))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字西小鹿の一部	〃
倉吉市	平成26年度及び平成27年度	倉吉市(湊町等9単位区域(20143120301))の地籍図及び地籍簿	倉吉市湊町等9単位区域	〃

## 鳥取県告示第365号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市河原町佐貫字大智谷1645の2、1645の3、1645の5、1645の15、1645の16、1645の18、1645の25、1645

の28、1645の38、1645の39、1645の55、1645の57、1646の2

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第366号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月16日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

大山乳業農業協同組合

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第367号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月16日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

平成2年4月3日から令和3年3月31日まで

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

米子市長砂町330、淀江町西原字壺瓶山1347の9

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成31年3月8日付農林水産省告示第505号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 米子市役所

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年6月16日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和2年9月7日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和2年9月8日（火）、同月9日（水）、同月11日（金）及び同月14日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和2年9月10日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和2年9月15日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和2年9月10日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和2年9月11日（金）及び同月14日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和2年9月7日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和2年9月8日（火）、同月9日（水）及び同月14日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和2年9月11日（金）	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和2年9月15日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和2年9月11日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和2年9月14日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
令和2年9月15日（火）	午前8時30分から午後2時まで		
	4号警備業務	新規取得講習	令和2年9月7日（月）

		令和2年9月8日（火）及び 同月9日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和2年9月10日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和2年9月11日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和2年9月15日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和2年9月10日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和2年9月11日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和2年9月15日（火）	午前8時30分から午後2時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)の ア から オ までのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和2年7月27日（月）から同月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

## 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

## 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

## 11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。